

中央市公園キッチンカー(移動販売車)活用社会実験実施要項

1 目的

中央市公園の活性化、利用者の利便性の向上及び賑わいの創出、魅力向上のため、キッチンカー(移動販売車)による飲食物販売の社会実験を実施する。

2 実施場所等

(1) 実施場所

中央市総合防災公園(中央市布施 3564-1)

玉穂ふるさとふれあい広場(中央市乙黒 1-1)

(2) 出店位置

出店位置は、市と協議の上決定する。

(3) 出店可能台数

出店可能台数は1日につき3事業者(1事業者につき車両1台)とする。
ただし、イベント時については、この限りではない。

3 出店可能期間等

出店可能期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日とする。

出店可能時間は、午前8時30分から午後6時までとし、準備・片付けの時間も含めるものとする。ただし、イベント時については、この限りではない。

4 販売品目

酒類を除く飲食物(食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物)

5 出店資格等

(1) 出店資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り出店することができます。

ア キッチンカー出店の趣旨を理解し、目的に沿ったサービスの提供に尽力できる者。

イ キッチンカーを保有又はリースしている者(ただし、リース車両で出店する場合は、車検証の使用者と保健所発行の営業許可証の名義が同一であること)

ウ キッチンカー1台ごとに出店承認を受けること。

エ 保健所が発行する、市内にて有効な営業許可書を有する者。

オ 営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、

菓子製造業、喫茶店営業である者。

カ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者。

キ 出店期間の始期において営業許可証の期限が有効である者。

ク 過去3年以内に同種の業務の実績を有している者。

ケ 保健所が定める適切な衛生管理と加工(調理等)ができる者。

コ 生産物賠償責任保険(PL保険)に加入している者。

(2) 出店制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、出店することができません。

ア 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。

イ 国税及び地方税を滞納している者。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でない者。

エ 法律行為を行う能力を有しない者。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。

カ 代表者が成年被後見人、被保佐人または破産者である者。

(3) 使用料

本事業は社会実験として実施するため、実施期間中の敷地使用料は無料とします(中央市使用料徴収条例第3条第2号の規定により免除)。

6 出店申込みから出店開始までの流れ

(1) 申込み

出店希望者は、出店希望日の15日前(土日祝日の場合は翌開庁日)までに下記7(1)に指定する書類を提出してください。

(2) 審査・決定

申請書類をもとに出店が適当なものか審査し決定します。

応募内容が重複した場合や、安全管理上・運営上支障があると認められる場合は、市にて選考・抽選または日程や内容等について調整をお願いする場合があります。

審査後、出店が適当と判断した場合は決定通知書を別途郵送します。

(3) 出店開始

当日は決定通知書をご持参の上、出店ください。

7 申込み提出書類

(1) 申込提出書類

ア 都市公園内行為許可申請書(中央市都市公園条例施行規則(平成 18 年中央市規則第 97 号)様式第 5 号)

イ 中央市公園キッチンカー(移動販売車) 活用社会実験出店申込書
(様式 1)

ウ 営業許可証一式の写し

エ 食品衛生責任者等の資格証明書の写し

オ 法人の場合は登記事項証明書の写し、個人事業主の場合は顔写真の
ついた身分証明証等の写し(運転免許証の写し等)

カ 国税及び地方税等の滞納がないことを証明できるものの写し(納税証
明書)

キ 生産物賠償責任保険(P L 保険)の加入が証明できる書類の写し

ク 誓約書(様式 2)

ケ 車検証の写し又はリース契約書の写し

コ 自動車保険証券の写し(任意保険)

サ 販売車写真画像(車幅、全長を記入)

シ メニュー表(価格・商品写真が載っているもの)

ス ホームページや SNS のページの写し

※申込書類等の提出は、提出場所へ持参するものとし、郵送による受付は
行ないません。

※提出していただいた書類に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け
出てください。

(2) 申込受付期間

午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 (但し、土・日曜日及び祝日を除く)

※やむを得ず受付を中止とさせていただく場合もあります。

(3) 申請書類等の提出場所等

ア 提出場所・問合せ先

〒409-3892

中央市臼井阿原 301-1

中央市役所 総務部 管財課管理担当

電話：055-274-8517

※提出書類の確認をいたしますので、必ずご持参ください。

※市のホームページからもダウンロードできます。

8 利用条件等

(1) 営業のために必要なすべての費用は出店者の負担とし、キッチンカ
ーの配置等を事前に公園管理者と協議すること。

(2) 出店するに当たり必要となる電気設備や水道設備等は、出店者自らの
責任において準備すること。また、発電機を使用する場合は静音性の

ものとし公園利用者及び周辺環境に配慮すること。

- (3) 申請に虚偽があった場合、利用条件を守らない場合、出店者が使用料等を滞納した場合又は公序良俗に反する使用をした場合には、利用を取り消すことができるものとする。
- (4) 使用期間が終了したとき、又は利用が取り消されたときは、出店者の負担により、公園管理者が指定する期日までに使用箇所を現状に回復すること。
- (5) 出店者は、必ずごみ箱を移動販売車の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して適切に処分すること。
- (6) 出店者は、移動販売車及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。
- (7) 公園管理者が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は出店者側で処分すること。
- (8) 園内での汁物や油類の廃棄を厳禁とする。

9 注意事項

- (1) 食品衛生法その他関連法令を遵守し食中毒の防止に万全を期すること。
- (2) 出店者は賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと。
- (3) 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。
なお、発生したトラブル等については、その内容を、事故報告書(様式3)により市に速やかに報告すること。
- (4) 公園利用者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (5) 園内をキッチンカーで走行する際は、公園利用者を最優先とし、徐行、ハザードランプの点灯及び誘導員を配置し、安全運転に努めること。
- (6) のぼり、看板等の設置・掲示において、安全管理に努めること。
- (7) 決定内容(公園内の出店情報等)とは関係のない広告等は行なわないこと。
- (8) 出店中はBGM等の使用はしないこと。
- (9) 拡声器等を用いて、呼び込みやPRをしてはならない。
- (10) 雨天時等の出店判断は出店者自ら行い、中止の際は電話等により管財課管理担当へ連絡するとともに、自店が利用しているホームページ、ソーシャルメディア等の媒体で周知すること。
- (11) アレルゲン表示の義務は、食品表示法(平成25年法律第70号)において容器包装された加工食品への表示のみに限られているが、出店者の判断で消費者に特段の配慮をした表示に努めること(正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認

する等)

(12) 本要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。

1 0 特記事項

- (1) 公用や公共用に供するため又は、台風等荒天により危険を伴うと判断した際は、出店を不可とする場合がある。
- (2) 上記(1)により生じた損害について、市は一切の責任を負わない。

1 1 損害賠償

- (1) 出店者は、その責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、公園施設を現状に回復した場合はこの限りではない。
- (2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、市または第三者に損害を与えたときは、すべて出店者の責任でその損害を賠償しなければならない。
- (3) 移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、市は、その責めを負わない。

1 2 アンケート調査への協力

出店事業者は、中央市が社会実験の効果測定を目的として実施するアンケートやヒアリング、出店実績・活動報告等に協力しなければならない。

1 3 要項の変更等について

運営上の事情等により、本要項を予告なく変更・改定・廃止する場合があります。